

資料編

ひたちなか市第3次都市計画マスタープラン策定要項

ひたちなか市都市計画審議会条例

ひたちなか市都市計画審議会委員名簿

ひたちなか市第3次都市計画マスタープランの作成について(諮問)

ひたちなか市第3次都市計画マスタープランの作成について(答申)

ひたちなか市都市計画協議会設置要綱

策定の経緯

ひたちなか市第3次都市計画マスタープラン策定要項

(趣旨)

第1 この要項は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に基づき策定した「ひたちなか市第2次都市計画マスタープラン」(以下「現計画」という。)の評価を行うとともに、評価結果等を踏まえて、本市を取り巻く社会経済環境の変化に的確に対応した、新たな都市計画の目標及び整備方針となる「ひたちなか市第3次都市計画マスタープラン」(以下「3次計画」という。)を策定するため、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2 3次計画の基本方針は、次のとおりとする。

(1) 実現すべき具体的な将来の都市像

近年、人口が増加し都市拡大が見込まれていた都市計画から一転し、本格的な人口減少社会への移行、少子高齢化の進展、それに伴う都市の空洞化などの社会経済環境の転換期にあつて、その変化に的確に対応した持続可能なまちづくりが求められている。本市においても、緩やかではあるものの同様の社会経済環境の変化がみられ、現計画に位置付けられている事業の進捗状況等を踏まえ、市民・事業者のニーズを的確に捉えた新たな時代に適合したまちづくりの目標を定めることにより、都市計画に対する理解と参加を容易にし、より一層の市民協働によるまちづくりの推進を図るため、市民や事業者等にもわかりやすい将来の都市像を示すものとする。

(2) 個別の都市計画の決定・変更の指針

3次計画は、個別の都市計画の上位計画となるものであり、将来の都市像は、個別の都市計画が決定され、及び変更されるべき方向性を示すものとする。

(3) 個別のまちづくり計画の相互調整

将来の都市像に基づき、土地利用、都市施設、市街地開発、都市環境等の個別のまちづくり計画について、相互の整合性を図るものとする。

(4) 市民や事業者等による協働のまちづくり

将来の都市像の実現に向け、より一層の市民・事業者等による協働のまちづくりの推進を図るため、まちづくりへの参画手法を明確にし、まちづくりの方向性を示すものとする。

(基準年次等)

第3 3次計画の基準年次は平成32年度とし、目標年次は平成42年度とする。

(構成)

第4 3次計画の構成は、次のとおりとする。

(1) 全体構想

- ア まちづくりの理念と目標
- イ 目指すべき将来都市像
- ウ 実現のための主要課題
- エ 課題に対応した整備方針

(2) 地域別構想

- ア 地域別の現況と主要課題
- イ 地域別のまちづくりの目標
- ウ 地域別のまちづくりの施策の方向

(3) 実現に向けた方針

- ア 各種関連計画との連携及び調整
- イ 都市計画の決定及び変更
- ウ 市民協働によるまちづくりの推進
- エ 3次計画の見直し

(策定)

第5 3次計画の策定に当たり、都市整備部都市計画課において次に掲げる作業を行う。

(1) 現計画の評価

現計画の評価については、これまでの取組を整理するとともに、目標の達成度に対する評価を行う。さらに、評価結果を踏まえて、時代に適合した、市民・事業者等のニーズに即した事業の抽出を行う。

(2) 将来人口フレームの設定及び土地需要、経済・財政状況等の将来推計

ひたちなか市第3次総合計画等の上位計画をはじめ各種資料を基に各項目の将来推計を行う。

(3) 立地適正化計画の作成

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する立地適正化計画は、これまでの都市計画の中で明確に位置付けられてこなかった医療・福祉・商業等の様々な都市機能に着目し、住居・生活利便施設等の立地の適正化を図るための計画である。本市の将来人口を見据えた適正規模の市街地の設定や都市機能の集積など、集約型の都市構造に転換していくことにより、社会経済環境の転換期にある今日の新たな都市の課題に対応するため、3次計画において立地適正計画の作成を行う。

(4) 全国の先進事例による施策及び手法の3次計画への反映

(5) まちづくりに関する市民意識調査(第3次総合計画後期計画策定に併せて実施予定)の3次計画への反映

(6) 市民にわかりやすく、親しみやすい計画とするための各種図表等の作成

(7) 計画書及びパンフレット等の作成

2 3次計画の策定に当たり、次に掲げるものにおいて、協議、調整等を行う。

(1) 都市計画協議会

都市計画協議会は、副市長が主宰し、3次計画の方針、土地利用構想、将来の都市計画、事業計画等に関する重要事項及び3次計画案について協議、調整する。

(2) 都市計画協議会幹事会

都市計画協議会幹事会は、都市計画協議会の下部組織として都市整備部長が主宰し、3次計画策定に必要な部門間の協議、調整等を必要に応じ随時行う。

3 3次計画の策定に当たって、市民等の意向を把握し、反映させるため、次に掲げる方策を示す。

(1) まちづくりに関する市民意向調査の分析・評価

第3次総合計画後期計画策定に当たって、平成31年度に企画部が実施予定のまちづくりに関する市民意識調査について分析・評価を行い、3次計画に反映させるものとする。

(2) 公聴会等による市民等の意見・提言の聴取

3次計画案について公聴会、パブリック・コメント等を実施し、市民等の意見・提言を聴取するものと

する。

(3) 市議会の意向の把握・反映

市議会で採択された陳情，請願及び要望，さらに市議会からの指摘事項等を把握し，3次計画に反映する。また，3次計画案を市議会に説明し，意見・提言を聴取するものとする。

(4) 都市計画審議会への諮問

3次計画案について，都市計画審議会に諮問し，答申を得るものとする。

(5) 茨城県との調整

県等の計画との整合性を確保するため，3次計画案について，県と協議し，及び調整するものとする。

4 3次計画は，庁議において審議し，決定する。

(スケジュール)

第6 平成31年度から現計画の評価等を行い，所定の協議，調整等の一連の手続を経て，平成32年度内に3次計画の策定を目指すものとする。

付 則

(施行期日)

1 この訓は，制定の日から施行する。ただし，付則の2の規定は，平成33年4月1日から施行する。

(ひたちなか市第2次都市計画マスタープラン策定要項の廃止)

2 ひたちなか市第2次都市計画マスタープラン策定要項(平成21年訓第8号)は，廃止する。

ひたちなか市都市計画審議会条例

(平成 12 年 3 月 31 日 条例第 20 号)

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、ひたちなか市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(構成)

第 2 条 審議会は、委員 18 人以内をもって構成するものとする。

2 前項に定める委員(以下「委員」という。)は、次の区分によるものとする。

選出区分	委員数
学識経験のある者	13 人以内
市議会の議員	5 人以内

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときをもって、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

ひたちなか市都市計画審議会委員名簿

区分	氏名	所属及び役職
市議会議員	清水 健 司	
	清水 立 雄	
	武 藤 猛	
	山 田 恵 子	
	大久保 清 美	
学識経験者	石 川 眞 紀	茨城県中小企業家同友会
	坂 井 久 彦	ひたちなか市自治会連合会長
	川 又 武 司	ひたちなか市コミュニティ組織連絡協議会長
	川 又 晴 彦	茨城県建築士会ひたちなか支部長
	柳 生 修	ひたちなか商工会議所会頭
	渡 辺 功	(株)茨城ポートオーソリティ執行役員
	秋 山 豊	常陸農業協同組合代表理事組合長
	谷 口 かよ子	ひたちなか市社会福祉協議会副会長
	安 智 範	(株)ときわ総合事務所代表取締役（不動産鑑定士）
	山 田 稔	茨城大学工学部教授

ひたちなか市第3次都市計画マスタープランの作成について(諮問)

ひたちなか市諮問第2号

令和3年2月9日

ひたちなか市都市計画審議会
会長 山田 稔 殿

ひたちなか市長 大谷 明

ひたちなか市第3次都市計画マスタープランの作成について(諮問)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

- 1 ひたちなか市第3次都市計画マスタープラン(案)について

ひたちなか市第3次都市計画マスタープランの作成について(答申)

令和3年2月9日

ひたちなか市長 大谷 明 殿

ひたちなか市都市計画審議会
会長 山田 稔

ひたちなか市第3次都市計画マスタープランの作成について(答申)

令和3年2月9日付けひたちなか市諮問第2号をもって諮問のあったひたちなか市第3次都市計画マスタープランの作成については、原案のとおりで異存ありませんので、この旨答申します。

ひたちなか市都市計画協議会設置要綱

平成6年11月1日

訓令第72号

改正 平成7年3月31日訓令第7号

平成8年8月6日訓令第11号

平成9年3月12日訓令第2号

平成10年3月31日訓令第7号

平成12年7月6日訓令第19号

平成19年3月29日訓令第7号

平成20年3月28日訓令第15号

平成22年3月26日訓令第2号

平成24年3月23日訓令第4号

平成29年3月30日訓令第4号

(設置)

第1条 本市の健全な発展と秩序ある整備を図る都市計画に関し、必要な事項を協議するため、ひたちなか市都市計画協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 都市計画の決定及び変更に関すること。
- (2) 都市計画について本市が提出する意見に関すること。
- (3) 都市計画事業の調整に関すること。
- (4) その他都市計画に関して必要なこと。

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者及びひたちなか・東海広域事務組合の職員のうちから市長が委嘱する者とする。

- (1) 副市長
- (2) 企画部長, 企画調整課長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 経済環境部長
- (6) 建設部長
- (7) 都市整備部長, 都市整備部副部長, 都市計画課長, 公園緑地課長, 建築指導課長, 区画整理事業課長
- (8) 農業委員会事務局長
- (9) その他協議会に付議する事項により、主催する者が必要と認めた者

(会議)

第4条 協議会は、副市長が主宰する。

2 副市長に事故あるとき又は副市長が欠けたときは、都市整備部長が協議会を主宰する。

3 協議会は、必要に応じて随時開催する。

4 協議会の進行は、都市整備部長が行う。

(措置)

第5条 協議会の会議の経過は、その都度市長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

(幹事会)

第6条 協議会の下部組織として幹事会を置く。

2 幹事会は、第2条に掲げる事項について、関係部課との調整を図り、細部検討を行うものとする。

3 幹事会は、必要に応じて都市整備部長が随時開催するものとする。

4 幹事会の構成員は、会議の都度、あらかじめ連絡する者をもって充てる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

付 則(平成7年訓令第7号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成8年訓令第11号)

この訓令は、農業委員会事務局設置の日から施行する。

付 則(平成9年訓令第2号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成10年訓令第7号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成12年訓令第19号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年訓令第15号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成22年訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成24年訓令第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成29年訓令第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

策定の経緯

開催日等		内 容
令和元年度	4月11日	策定要項制定（H31.4.11 訓第4号）
	5月7日	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委託（㈱エイト日本技術開発）
	5月31日	令和元年度第1回 都市計画協議会にて協議
	7月12日	関係所管課に第2次都市計画マスタープラン達成状況及び事業計画調書の提出依頼
	9月1日	まちづくりに関する市民アンケート（第3次総合計画後期基本計画）
	2月17日	令和元年度第1回 都市計画審議会 第2次都市計画マスタープラン達成状況報告
令和2年度	4月23日	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委託（㈱エイト日本技術開発）
	5月26日	令和2年度第1回 都市計画協議会にて協議
	6月11日	関係所管に第3次都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の基本方針の素案確認及び修正
	7月10日	令和2年度第1回 都市計画審議会にて審議
	8月26日	令和2年度第2回 都市計画協議会にて協議
	8月27日	関係所管に第3次都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の基本方針の素案確認
	9月8日	茨城県調整会議（書面開催）
	9月2日	定例議会の全員協議会にて計画案の概要説明
	10月9日	令和2年度第2回 都市計画審議会にて審議
	10月22日	住民説明会（ワークプラザ勝田）
	10月23日	住民説明会（那珂湊総合福祉センター）
	10月25日	住民説明会（ワークプラザ勝田）
	11月2日～ 12月1日	パブリックコメント実施期間
	11月20日	防災コンパクト先行モデル都市に選定（国土交通省 第2回防災タスクフォース会議）
	12月21日～ 12月28日	公聴会公述申出期間
	1月8日	公聴会（公述申出がなかったため、開催していない）
	1月15日	令和2年度第3回 都市計画協議会にて協議（書面開催）
	2月9日	令和2年度第3回 都市計画審議会に諮問
	2月25日	庁議決定
	3月31日	立地適正化計画公表

ひたちなか市都市整備部都市計画課

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電話 029-273-0111 (代表)

計画策定支援:株式会社イト日本技術開発



ひたちなか市第3次都市計画マスタープラン
令和3年3月